

(別紙)

令和4年度長崎県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の罹患等に伴う特例措置について

前期選抜及び離島留学特別選抜（以下「前期選抜」という）、追検査において新型コロナウイルス感染症の感染者、又は濃厚接触者と特定され、そのことにより前期選抜の検査や追検査を受検できない状況が生じた場合は、その志願者の受検機会を確保するため、特例措置を行います。

1 特例措置の対象について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、前期選抜または追検査当日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中のため検査を受検できない者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となり、前期選抜または追検査当日が健康観察期間中であるため検査を受検できない者
※ただし、①「初期スクリーニングの結果、陰性であること。また、その後のPCR等の検査の結果においても陽性であることが判明していないこと」、②「受検当日も無症状であること」、③「公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行くこと」、④「終日、別室で受検すること」という4つの条件を満たせば、前期選抜または追検査は受検可能である。
- (3) 県外や島外からの受検者が濃厚接触者となり、「公共の交通機関」を利用して受検会場への移動が困難な者

2 申請及び承認

(1) 申請

- ① 中学校長は、生徒・保護者から特例措置の希望があった場合は直ちに、志願先高等学校に電話で連絡するとともに、2月2日（水）10時まで（追検査は3月9日（水）10時まで）に「新型コロナウイルス感染症の罹患等に伴う特例措置願」（別紙様式①）を志願先高等学校長に提出する。さらに中学校長は、2月4日（金）12時まで（追検査は3月16日（水）12時まで）（土曜日、日曜日は除く）に、前期選抜または追検査を受検できない理由が正当であることを証明できる書類（「入院勧告書」または「就業制限通知書」の写し、保健所長が作成した濃厚接触者である事実の証明書等）を志願先高等学校長に提出する。
- ② 追検査の申請後に、新型コロナウイルス感染症への罹患等により追検査を受検できない状況が生じた場合、中学校長は直ちにその旨を志願先高等学校長に電話で連絡するとともに、3月16日（水）10時までに「新型コロナウイルス感染症の罹患等に伴う特例措置願」（別紙様式①）を志願先高等学校長に提出する。なお、証明する書類については、3月18日（金）12時までに志願先高等学校長に提出すること。

(2) 承認

志願先高等学校長は、特例措置を承認したときは、「新型コロナウイルス感染症の罹患等に伴う特例措置の承認について」（別紙様式②）を中学校長に交付する。なお、虚偽の申請が明らかになった場合は、合格及び入学を取り消すこととする。

3 選抜

- (1) 選抜は、中学校長から提出された調査書等を資料として総合的に行う。前期選抜の場合は、原則、本検査の受検者と同様に定員枠内で選抜する。ただし、A特色選抜において、各高等学校の定員における特例措置対象者数の状況によっては、高校教育課と協議の上、若干名を定員枠外で合格とすることも可とする。追検査の場合は、定員枠外で選抜する。

(2) その他、一の⁵の7（令和4年度長崎県公立高等学校入学者選抜実施要領のP.17）に準じて行う。

4 合格者の発表

2月9日（水）16時（追検査は3月22日（火））に各志願先高等学校において受検番号のみを発表する。

5 特例措置についての報告

報告の方法や日時については、実施校のみに別途通知する。

6 その他

定時制Ⅱ期選抜検査において上記1と同様の理由により、受検できない状況が生じた場合、中学校長は3月22日（火）15時までに志願先高等学校長に電話で連絡するとともに、「新型コロナウイルス感染症の罹患等に伴う特例措置願」（別紙様式①）を志願先高等学校長に提出する。なお、証明する書類については、3月24日（木）12時までに志願先高等学校長に提出すること。また、これ以降に受検できない状況が生じた場合は、直ちに中学校長から高等学校長に電話で連絡をすること。

● 〈参考〉 令和4年度公立高等学校入学者選抜に係る特例措置の主な日程

【前期選抜及び離島留学特別選抜・特例措置】

日	曜	選抜の主な行事	特例措置の手続き
2/2	水	前期選抜検査① 離島留学特別選抜検査①	中学校 10時までに特例措置願を提出 (証明書類は5日12時まで)
2/3	木	前期選抜検査② 離島留学特別選抜検査② ※2日実施の高校のみ	
2/4	金		中学校 12時までに医師の診断書等を提出
2/5	土		
2/6	日		
2/7	月		
2/8	火		
2/9	水	前期選抜・離島留学特別選抜合格者発表（特例措置含）	